

渋谷区条例第9号

渋谷区職員等のハラスメントの防止等に関する条例を公布する。

令和7年3月24日

渋谷区長 長谷部 健

渋谷区職員等のハラスメントの防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員等によるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めることにより、職員等が、ハラスメントに対する意識を高め、個人の人格及び尊厳を尊重し合う良好な勤務環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区長等 区長、副区長及び教育長をいう。
- (2) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職（区長等及び区議会議員を除く。）で、渋谷区に勤務する者をいう。
- (3) 職員等 区長等及び職員をいう。
- (4) ハラスメント 次に掲げる行為をいう。

ア セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場及び職場外における性的な言動をいう。

イ パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害することとな

るようなものをいう。

ウ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと若しくは妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等を理由とする言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動であって、その者の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

エ その他のハラスメント アからウまでに掲げるもののほか、^{ひぼう}誹謗、中傷、事実と反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって、個人の人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害することとなるようなものをいう。

(区長等の責務)

第3条 区長等は、職員がその能率を十分発揮できるような勤務環境を確保するため、職員に対しハラスメントの防止に関する研修等を行い、ハラスメントに関する相談、調査、審議等に関する体制を整備するとともに、ハラスメントに起因して個人の人格若しくは尊厳若しくは勤務環境が害され、又は不利益が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

(ハラスメントの禁止)

第4条 職員等は、ハラスメントが個人の人格又は尊厳を不当に傷つける人権侵害に当たることを理解し、ハラスメントを行ってはならない。

(職員に対する指針)

第5条 区長等は、ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に必要な対応等について、指針を定め、周知徹底を図るものとする。

(研修等)

第6条 区長等は、ハラスメントの防止に必要な職員の意識の啓発及び知識の向上を図るため、職員に対し研修等を実施しなければならない。

(申出)

第7条 職員等からハラスメントを受け、又はハラスメントを目撃し、若しくは把握した職員等及び区議会議員並びに業務委託その他の区との関係により事業等に従事する者は、次条第1項に規定する相談員又は第三者による外部の相談窓口（以下「外部相談窓口」という。）にハラスメントの相談及び申出（以下「苦情相談」と

いう。)を行うことができる。

(相談員等の設置)

第8条 苦情相談に対応するため、相談員（苦情相談を受ける職員として指定された者をいう。以下同じ。）及び外部相談窓口を設置する。

2 相談員及び外部相談窓口は、苦情相談に係る事実確認等の調査（以下「事実確認調査」という。）を行い、当事者及び関係者に対し適切な指導及び助言を行うものとする。

3 相談員及び外部相談窓口は、事実確認調査に当たり、必要があると認めるときは、事情の聴取、書類、物件その他の証拠の提出等を当事者及び関係者に対して求めることができる。

(ハラスメント防止対策委員会の設置)

第9条 ハラスメント防止対策を推進するため、ハラスメント防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を設置する。

2 防止対策委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) ハラスメント防止対策の推進に関すること。

(2) 相談員又は外部相談窓口が対応した苦情相談（区長等に係る苦情相談を除く。）について、必要に応じて事実確認調査及びハラスメントの事実認定を行い、その対応措置の審議及び必要な助言指導を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、ハラスメント防止対策に関し必要と認められること。

3 防止対策委員会は、職員8人以内をもって組織する。ただし、必要があると認めるときは、ハラスメントに関し識見を有する者の意見を聴くことができる。

4 防止対策委員会は、事実確認調査に当たり、必要があると認めるときは、事情の聴取、書類、物件その他の証拠の提出等を当事者及び関係者に対して求めることができる。

(渋谷区ハラスメント対策委員会の設置)

第10条 区長は、区長等に係る苦情相談の適切な処理及び解決について調査審議するため、渋谷区ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

2 対策委員会は、区長の諮問に応じ、事実確認調査及びハラスメントの事実認定を

行い、問題解決のための必要な措置について審議し、その結果を答申するものとする。

3 対策委員会は、委員3人以内をもって組織する。

4 対策委員会の委員は、ハラスメントに関し識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

5 対策委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 対策委員会は、事実確認調査に当たり、必要があると認めるときは、事情の聴取、書類、物件その他の証拠の提出等を当事者及び関係者に対して求めることができる。
(プライバシーの保護及び秘密の保持)

第11条 外部相談窓口、対策委員会の委員その他苦情相談に関する業務に携わる職員等は、当事者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(対応措置)

第12条 区長等は、第9条第2項第2号の規定により、ハラスメントの事実が認定された場合は、法令に基づく人事上の措置その他問題解決のための必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 区長は、第10条第2項の規定により、対策委員会から区長等によるハラスメントの事実を認定した旨の答申を受けたときは、当該ハラスメントを行った者の氏名及び事実の公表、法令に基づく人事上の措置その他問題解決のための必要な措置を講じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 職員等は、苦情相談を申し出たことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(職務の代理)

第14条 区長に係る苦情相談において、この条例の規定による権限の行使は、副区長がその職務を代理する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 渋谷区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年渋谷区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中43の項を44の項とし、6の項から42の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次の1項を加える。

6 渋谷区ハラスメント対策委員会

1万8,000円